CNIPA、発明専利出願の遅延審査に関するガイドラインを公表

2023 年 9 月 6 日
JETRO 香港事務所

2023 年 8 月 30 日、国家知識産権局（CNIPA）が、「発明専利[1]出願の遅延審査に関するガイドライン」（发明专利申请延迟审查办理指南[2]）を公表した。

発明専利の遅延審査については、専利法には明文の規定がない[3]ものの、専利審査指南の第五部分第七章 8.3[5]では次のように規定されている[6]。

- 出願人は、発明・・・専利出願について遅延審査請求を提出することができる。
- 発明専利遅延審査請求は、出願人が実体審査請求を提出すると同時に提出しなければならない。ただし、発明専利出願に関する遅延審査請求は、実体審査の請求発効日から効力を生じる。・・・遅延期間は遅延審査請求を提出して効力が生じた日から起算して 1 年、2 年又は 3 年とする。
- 遅延期間の満了後、当該出願は順序で審査を待つ。必要がある場合、専利局は自発的に審査手続きを開始し、かつ出願人に通知することができる。出願人が請求した遅延審査期間は終了となる。

今回公表されたガイドラインにおいては、上記の内容を補足する形で、遅延審査のメリット、手続の詳細及び留意事項等が Q&A 形式で分かりやすく説明されている[7]。まず遅延審査のメリットとして次の 5 点が挙げられている。

---

1 日本における特許に該当。
2 ［原文］https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/8/30/art_1567_187106.html
3 同法第三十五条第一項には「発明専利出願の出願日から三年間以内に、国務院専利行政部門は出願人が随時提出する請求に基づき、その出願に対して実体審査を行うことができる」と規定。
5 ［JETRO 作成仮訳］「「専利審査指南」の改正に関する公告」（2019 年 11 月 1 日施行）
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20190924_1.pdf
6 2022 年 10 月 31 日に公表された「専利審査指南改正草案（再意見募集稿）」においては、特に、実用新案専利について、1 年、2 年又は 3 年の遅延審査を請求できるようにする点、及び、意匠（外観設計専利）について、月単位での遅延審査請求を請求できるようにする点（最大 36 月）が、新たに規定されている。
JETRO レポート、「CNIPA、「専利審査指南改正草案（再意見募集稿）」を公表」（2022 年 11 月）
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/pdf/report_20221104.pdf
［JETRO 作成仮訳］
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/opinion/20221031_5_jp.pdf
7 本ガイドラインにより遅延審査請求等に関する新たな要件が追加されているわけではない。

① 係属中かつ複数の補正が可能な特許請求の範囲を通じて、関連分野における競合他社の技術研究開発を牽制し、市場参入の経済的・時間的コストを増加させることができる。
② 国際標準、国家標準、業界標準などの制定過程において、特許請求の範囲に係る保護範囲を関連する標準に適応するように補正する機会が得られる。
③ 例えば、補足的な実験データ、コンピュータ分野の記憶媒体、プログラム製品の保護など、最新の審査方針の利便性を享受する機会が得られる。
④ 製品のライフサイクルや市場状況の変化などに応じて、専利審査プロセスを継続するか否かを検討できる。
⑤ 専利授権のタイミングを専利市場化とより良く調整する機会が得られる。

続いて、手続の詳細及び留意事項等は以下のとおり（指南記載事項も再掲載）。

- ✓ 遅延審査に手数料はかからない。
- ✓ 発明専利出願の遅延審査請求は、実体審査請求と同時に出願人が行う必要がある（後から提出はできない）。発明専利出願の「実体審査請求書」を提出する際に、「④遅延審査請求」欄[8]にチェックを入れる必要がある。
- ✓ 発明専利出願の遅延延期期間は、遅延審査請求の効力発生日から 1 年、2 年または 3 年。発明専利出願の遅延審査請求は、実体審査請求の効力発生日から有効。
- ✓ 併せて実体審査請求のタイミングを遅らせることで、発明専利出願の出願日から[9]最大 6 年の遅延が可能。
- ✓ 遅延期間が満了すると、専利出願はその満了日に基づいて審査待ちの待ち行列に加わることになる（直ちに審査官に送付されることはない）。
- ✓ 遅延審査期間は、審査過程における他の期間には何ら影響を与えない。
- ✓ 実体審査段階に入ると通知書が出願人に通知される。
- ✓ 必要があれば、専利局は自ら審査手続を開始することが可能。その際、（出願人が請求した）遅延審査期間の終了が出願人に通知される。

（以上）

8 当該欄には、遅延期間が 1 年、2 年、3 年の 3 つのチェックボックス（選択肢）がある。
9 優先権主張を伴う出願の場合は優先日から、分割出願の場合は分割元の出願日から、PCT 出願の場合は国際出願日から。